

旧日明工場解体撤去工事		解体工事特記仕様書	
工事場所	北九州市小倉北区西橋南9番2	敷地面積	約17,000㎡
用途地域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 準住居地域	防火地域	防火・準防火(無指定)
解体建物種別	解体年度	構造	階数
・工場棟	昭和62年	SRC造・RC造	地上4階(地下2階)
・サイロ棟	昭和62年	S造	3階
・キレートタンク室	昭和62年	S造	2階
・油缶庫	昭和62年	RC造	1階
・計量棟	昭和62年	S・RC造	1階
・スロープ	昭和62年	RC造	-
・煙突	昭和62年	RC造	-
・付属棟	昭和62年	-	-
電気設備	機械設備	その他	
・電気配線及び引込み等撤去	・給排水配管及び引込み等撤去	・外構要素	
・	・ガス配管及び引込み等撤去	・整地等	
・	・	・	
・	・	・	
工事仕様	<p>1. 共通仕様</p> <p>1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項については、国土交通省大臣官庁官庁事務部建築「建築物解体工事共通仕様書」令和4年版(以下「解体共通仕様書」という。)による。ただし、「解体共通仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」令和7年版(以下、「標準仕様書」という。))及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」令和7年版(以下、「改修標準仕様書」という。))による。</p> <p>2) 共通仕様書における「監督員」は、本工事において「監督員」と読み替える。</p> <p>2. 特記仕様</p> <p>1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。</p> <p>2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。</p> <p>○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。</p> <p>○印と※印の両方ついた場合は、○印のついたものを適用する。</p> <p>○印と※印の両方ついた場合は、共に適用する。</p> <p>3) 特記事項に記載の( )、[ ]、( )内表示番号は、それぞれ「解体共通仕様書」、「標準仕様書」、「改修標準仕様書」の当該項目、当該表及び当該図面を示す。</p> <p>4) 形状、寸法の単位は特記なき限りミリメートルとする。</p>		

章	項目	特記事項
各章共通事項	1 適用基準等	※ 国土交通省大臣官庁官庁事務部建築「建築物解体工事共通仕様書(一般版)」令和7年版 ※ 国土交通省大臣官庁官庁事務部建築「建築工事監理指針」令和7年版 ※ 国土交通省大臣官庁官庁事務部建築「建築改修工事監理指針」令和7年版
	2 官公署その他への届出手続等	※提出する ・提出しない
	3 工事実績情報システム(コリンズ)への登録	受注者は、工事請負代金総額が500万円(消費税込み)以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として、受注は契約締結後10日以内に、登録内容の変更時は配管予定技術者の変更後10日以内、又は変更契約締結後10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は直達、登録期間に登録(オンライン登録)すること。なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更内容は工事完成時の登録でよい。(10日以内には、土日祝日、12/29~1/3を含まない) ○ 手厚は、下記のとおり 問合せ先: (財)日本建設情報総合センター九州地方センター(092-411-3664) 1. コリンズにログイン(オンライン登録していない場合は事前に手続き必要)「建設実績情報の作成・登録」を行う。 2. 作成した内容について監督員の確認(「登録のための確認のお問い合わせ」)に監督員の署名等)を受け。 3. 発注機関担当者の情報など確認情報を入力する。 4. 利用料金の確認を行い登録。登録完了後、登録内容確認書をダウンロードし監督員に提出する。
	4 情報共有システム及び施工体制台帳	情報共有システムについて、試行の対象は全ての建築・建築設備工事とする。 その内、原則当初予定価格(概算)9,500万円以上の建築・建築設備工事は原則実施する。ただし、受発注者間で協議したシステムを利用できない理由がある場合は、試行を実施しないことができる。当初予定価格(概算)9,500万円未満の工事については、受注者は試行を実施するか否かを選擇することができる。 情報共有システムを実施する場合は、監督員に試行申込書を提出すること。 施工体制台帳(※ 提出する ・ 提出しない)
	5 実施工程表	概成工期 (令和 年 月 日)
	6 施工計画書	工事の着手に先立ち、施工管理体制、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体方法、建設廃棄物の処理等について施主の具体的な計画を定め、施工計画書(総合施工計画書等)を作成の上監督員に提出し、承認後施工する。 工事日報は、工事記録を兼ねることができる。 下記表型により整形し、写真機に読取を記入のうえ提出する。
	7 工事の記録等	下記表型により整形し、写真機に読取を記入のうえ提出する。
	8 建設副産物対策等の責任者	下記の責任者を選任し、適切な業務を行う。 建設副産物対策責任者 特別管理産業廃棄物管理責任者 産業廃棄物処理責任者
	9 電気保安技術者	※ 設置する(工事用電力設備の保安責任者が兼ねる。 ) ・ 設置しない
	10 施工条件	工事車両の駐車場所及び資機材の置場場所は、下記による。
	11 施工中の環境保全等	(※ 工事現場内) 次の建設機械(機関出力7.5~200kw)は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。 バックホウ、トラクタショベル(車載式)、ブルドーザ、電気圧縮機(可搬式) 発動発電機(可搬式、溶接兼用機を含む)、油圧ユニット(基礎工事用機械で孤立したもの) ローラ(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ)、ホイールクレーン(ラフテレンクレーン) ※ 施工計画書 工事着手に先立ち、施工計画作成のための調査を行う。
	12 施工調査	※ 施工数量調査 施工に先立ち、施工数量調査を行う。 調査項目 調査範囲 調査方法 報告書 ※ 基礎 ※ 図示による ※ 素掘 ※ 素掘 ※ 提出する ○ 杭 ※ 図示による ※ 測量 - ※ 提出する(測量用) ○ 石積含有建材 ※ 第9章 環境配慮改修工事による ※ 提出する ・ ・ ・ ・
	13 完成図等(電子データ提出)	※ 電子納品(提出内容は、電子納品手引き「建築・設備編」(技術官庁局)による。詳細については監督員の指示に従うこと)(電子納品データ(CD-R等)提出部数2部) ・完成図面データの提出(TIFF及びPDF形式の完成図面データ)

章	項目	特記事項	
各章共通事項	14 発生材の処理等	処理施設(※処理施設は監督員の承認を事前に得ること) (1.3.10) (4.3.1) (4.4.1) (4.4.3) 発生材の種類 建設廃棄物等処分場及び再資源化施設 ・ 建設汚泥 ・ がれき類(48t・94t等廃材) ・ がれき類(一般建設廃材) ・ ガラス及び陶磁器類 ・ 塵 発生材の種類に応じ許可を得た建設廃棄物等処分場または再資源化施設へ処分すること 建設廃棄物等処分場 構造計算による確認 ・ がれき類(石積含有) ・ 腐石ボード類(石積含有) ・ 腐プラスチック類 ・ 腐プラスチック類(石積含有) 再資源化施設 ・ 腐プラスチック類 ・ 腐石ボード類 ・ 塵 ・ コンクリート廃材(CB含む) ・ アスファルト廃材 ・ 木屑等 ・ 金属屑等 自由処分 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)による特定建設資材(新設材料の採りに限る)はリサイクル処理施設にて処分すること。 ※ 有り ・ 無し 処理方法(※下記処理施設にて処分) ( ) (5.4.1) 処理施設(※処理施設は監督員の承認により変更できる)	
	15 特別管理産業廃棄物	※ 有り ・ 無し 処理方法(※下記処理施設にて処分) ( ) (5.4.1) 処理施設(※処理施設は監督員の承認により変更できる) 特別管理産業廃棄物等処分場(汚染地処理施設を含む) ・ 石積含有吹付け材(レベル1) ・ 石積含有保型材等(レベル2) 発生材の種類に応じ許可を得た特別管理産業廃棄物等処分場へ処分すること	
	16 事前調査	あらかじめ関係法令等に基づき、次により、石積含有建材の事前調査を行う。(1.4.1) 1. 調査は、既存の設計図書、石積含有建材の調査報告書等の書類調査及び現場での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。 また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。 なお、分析調査を行う場合は、「建材中の石積含有率の分析方法について」(最終改正令和4年12月22日基発122第17号)に基づき、分析方法は下記による。 ・ 調査分析(※定性分析 ・ 定量分析 ※報告書) 2. 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議する。 既許電気器具等撤去の際はPCB使用の有無を判定し、PCB使用のものについては監督員の指示する方法により保管し、施設管理者に引き渡す。(1.3.10) (5.4.1)	
	17 PCBの処理	既許電気器具等撤去の際はPCB使用の有無を判定し、PCB使用のものについては監督員の指示する方法により保管し、施設管理者に引き渡す。(1.3.10) (5.4.1)	
	18 フロンガスの回収	冷暖房機、冷蔵庫、冷凍庫等を撤去するときは、フロンガスを専門業者で回収・解体し、その解体証明書を提出する。(フロンガス取引証明書(E票)及び回収業者の許可書の写しに代えることもできる。) 破損に注意し、許可を得た処理施設へ処分すること。(1.3.10)	
	19 水使用器具(鏡光)	※ 提出する<補遺を提出する(データ提出不要)> ・ 提出しない (1.3.10) 「厚生労働省労働安全衛生(実地検査)」及び「厚生労働省労働安全衛生(実地検査)」の作成については、一般財団法人 日本建設情報総合センター(JACIC)建設副産物情報センターが運営管理する「コリンズ・プラス」を利用して作成すること。 ただし、コリンズ・プラスの利用が困難な場合は、作成方法を監督員と協議の上、決定すること。(1.6.2)	
	21 技能士	作業の種類 ( ) 技能検定の職種 (※とび) (1.6.3)	
	22 施工の確認及び報告	※監督員の指示による (1.6.4) (1.6.5)	
	23 施工の検査、立会い	※監督員の指示による (1.6.4) (1.6.5)	
	24 技術検査	既入札書類開示実施工事及び技術監理局長が必要と認めた工事について、実施する。(1.7.2)	
	25 埋戻文化財その他の物件	工事の施工に当たり、埋戻文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。なお、工事に関連した埋戻文化財その他の物件の発見に係る権利は、法律の定めるところにより、北九州市が保有する。 埋戻文化財調査 ※ 調査を行わない ・ 調査を行う 解体工事終了後、埋戻文化財の調査報告を行うためバックホウ(油圧式90型 平バケット)を運転して1日用意する。その他の、用意するものは監督員の指示による。	
	仮設工事	1 一般事項	建築物等を解体するために必要な仮設工事に適用する。(2.1.1)
		2 騒音・粉じり等の対策	騒音・粉じり等の対策 ○ 防音シート ・ 防音パネル ・ ネット状養生シート(メッシュシート) (JIS 1階 仮設工業用規定品) ・ 養生シート 張り(Ⅰ型・Ⅱ型) ・ 金網式養生枠 ○ 足場全面
3 放水		下記の工事中は、過剰十分に放水を行う。 ブローカー、穿孔機、圧砕機等による粉じり発生部 地上外周部の転倒解体箇所及びその周辺部 (2.2.2)	
4 足場等		※ 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドラインについて(厚生労働省 基発1226第2 令和5年12月26日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、「働きやすい安心のある足場に関する基準」に適合する手すり、中柱及び水平の掘込を有する足場とし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2(1)手すり設置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。ただし、足場上での解体等作業が無い場合は、幅末を省略してよい。 ○ 内部足場 種別(※ 掘立、足場板等) ・ ○ 外部足場 範囲(※ 図示による) ・ ※ 枠組足場(※ 柱径600 ・ 柱径900) ・ 単管一本足場 ・ くさび組式足場 ・ 機械足場(高所作業車) ・ 移動式足場 (2.2.2(3)) ※ 屋根等での作業における落着き事故防止対策 JIS A 8971(屋根工事用足場及び施工方法)の施工標準に基づく足場及び設備機材を設置すること。 ※ フルハネス型遮断器止用脚金具の使用 作業高さ5mを超える箇所及び高さ2m以上の場所で作業床設置が困難な箇所で作業する場合に適用する	
5 仮設物等		監督員事務所(※設置しない) ○ 20㎡程度 仮囲い ※ リース ・ 連続工事用(新品) 種別 ・ バイブ支柱化粧鋼板(7tH・1t)張り 径丸φ1,800程度 H=2,000程度 ○ バイブ支柱化粧鋼板(1t・2)張り 径丸φ1,800程度 H=2,000程度 ・ バイブ支柱化粧鋼板(1t・1)張り 径丸φ1,800程度 H=3,000程度 ・ ロープ張り(バリケード)H=700 ・ ガードフェンス H=1200 ・ チューブ仮定付 門扉 種類 (・シートゲート ○ パネルキャスターゲート ・ クロスキャスターゲート) 形状 (5.4)m x (2.0)m 工事表示看板 材質 アルミ複合板(3mm) [1ヶ所] (2.3.1(4)) 仕様 900x1000(カッティングシート貼、指定文字記入) 仮設板敷放 (○設置する ・ 設置しない) 仮設ゴムマット敷 (・設置する ○ 設置しない)	
6 山留めの設置、管理、撤去		※ 工事完成まで、仮設物を撤去し、撤去後及び付近の清掃、地均し等を行う。(2.3.1(5)) 山留め 設置 (・する ・ しない) (2.4.1~3) 山留めの抜き跡処理 (※図示による) ・ 砂で充填	
7 工事用水及び電力		構内の施設 ・ 利用できる(※有電 ・ 無電) ※ 利用できない	
8 交通誘導警備員		※ 配置する (・ 交通誘導警備員A ※ 交通誘導警備員B) ・ 配置しない	
9 構内機械器具		※ 図示による	
解体施工		1 一般事項	工事に先立ち監督員と工事工程、作業等について十分に打合せを行い、現場の状況を調査のうえ着工する。また、図面と現地との差異が生じた場合は、現地測量のうえ監督員と協議する。 工事開始中は関係法規を遵守し、塵芥防止、危険防止等に努める。特に、解体機械進入・搬出及び発生材搬出の際、旗振りや配置する等安全対策を行う。 解体等の施工計画作成に係る精密構造的な安全性に係る以下の調査 (1) 車線、コンクリート破砕片等の想定される荷重に対する、床及び強度等の構造計算による確認 (2) 鋼骨鉄骨接合部の状況調査 (3) 内装材等の解体後における構造体の劣化状況調査 (4) その他、監督員の指示による
		2 施工計画調査	解体施工に係る施工計画調査は、次による。 (1) 車線、コンクリート破砕片等の想定される荷重に対する、床及び強度等の構造計算による確認 (2) 鋼骨鉄骨接合部の状況調査 (3) 内装材等の解体後における構造体の劣化状況調査 (4) その他、監督員の指示による
		3 着工前写真	工事に着手する前に解体作業等の写真を撮る必要があると思われる場合は、監督員の指示による。(3.2.1)
		4 事前措置	建築物等の解体に先立ち、次の事前措置を行う。(3.2.1) (1) 特別管理産業廃棄物、石積含有建材等、特殊な建設副産物がある場合には、5章「特別管理産業廃棄物の処理」、6章「石積含有建材の除去及び処理」、7章「特殊な建設副産物の処理」による処理による。 (2) 各種設備機器の供給が停止並びに、給水、ガス、電力、及び通風が停止していることを確認する (3) 落下のおそれのある付属物は事前に撤去する。 (4) 電気設備のコンデンサ等は、残留電荷を確認し、残留がある場合は放電を行う。 (5) 衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による臭気等の発生を防止する。 (6) 浄化槽、排水槽の汚水、汚物等は、事前回収し、洗浄、消毒等の措置を行う。なお、措置を行う場合は、臭気の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。 (7) オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油は、事前回収し、洗浄等の措置を行う。 なお、措置を行う場合は、臭気の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。
	5 解体順序	解体は、事前措置を行った後、次の順序により行う。(3.3.1) 1 建築物 1 建築設備及び内装材の取外し (2) 屋根材等の取外し (3) 外装材の取外し (4) 躯体の取外し (5) 基礎及び杭の取外し 2 工作物(建築物以外のもの) (1) さく、照明設備等の付属物の取外し (2) 工作物のうち基礎以外の部分の取外し (3) 基礎及び杭の取外し 3 その他 (1) 構内傾斜等(アスファルト舗装 ・ コンクリート舗装)の取外し (2) 地下埋設物及び埋設配管の取外し	
	6 解体方法等	原則、分別解体を行うものとし、解体方法は手作業、手作業及び機械による作業のいずれかとする。 なお、上記 解体順序のうち、1(1)、1(2)、2(1)は、手作業とする。 ただし、これにより難い場合は、監督員と協議のうえ、手作業及び機械による作業によることができる。 1 建築物 (1) 建築設備及び内装材の取外し (3.4.1) (3.5.1) 給水、ガス、電力及び通風等の設備については、所定の停止手続きを行った後、撤去又は適切な精査処理を行う。内装材については、種別ごとに分別解体する。間仕切り壁及び天井の地下材造り又は金属系、木造床組は躯体取外し前に入力により取り出す。 (2) 屋根材、屋根防水の取外し (3.6.1) (3.6.2) 屋根材等の取外しは、取付け部等の状況に十分注意し、倒壊及び落下防止に必要な措置を講ずる。(JIS A 8971の施工標準に基づく現場及び設備機材を配置する。) (3) 外装材の取外し (3.7.1) 外装材等の取外しは、取付け部等の状況に十分注意し、倒壊及び落下防止に必要な措置を講ずる。 (4) 躯体の取外し (3.8.1) (3.8.2) (7) 解体に当たり、躯体の安定性を常に確認し、施工計画と相違する点が発見した場合は、工事を一時中断し、適切な措置を講ずる。 (4) 解体に準じた適切な措置を行い、安全性を確保する。 (9) 躯体工程は、次による。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。 構上からの作業による倒壊等は、次による。 躯体は上層からの順に、1層ごとに解体する。 大スパンの場合、過荷重を避けるため、複数の重機等を並置させない。 躯体の地上外周部の躯体は、次による。 片持梁等の突出しのある外周部は、外側への転倒を防止する。突出し部分を先行して解体するか又は適切な支持等を行う。 外周部を自立状態とする場合、その高さは2層分以下とし、安全性を確認する。 地上外周部の転倒躯体は、次により、直ちに一連の作業を終了させる。 なお、転倒躯体部分の壁の縁切り、柱脚部の転倒防止の穴の埋め等により、事前に転倒防止措置を講ずる。 転倒躯体によるコンクリート塊等の飛散、落下等による安全を確保する。 高さは1層分以下とする。 転倒躯体は、柱一本以上を積み、傾は1~2スパン程度とする。 躯体の解体による倒壊等は、次による。 躯体の範囲を部材ごと又はブロック単位ごとに、形状、寸法、重量等を十分に検討し、落下及び転倒防止のため底層又は仮支持を行い、切り替える。 切り替えた部材又はブロックは、落下及び転倒に十分注意し、地上又はステージ上に降ろして分別解体する。 地下層、基礎等の解体は、工事中に異常沈下、法面の滑動その他のによる災害が発生しないよう、災害防止措置を講ずる。 (5) 基礎及び杭の取外し (3.9.1) ※基礎等は、取替、振動等に配慮し、解体する。 躯体に当たり、周辺の状況、土質、地下水の状態等に適合した工法とし、適切な法面又は山留めを設ける。 解体箇所と近接する建築物、埋設物等が崩壊又は破壊のおそれのある場合は、損傷を及ぼさないよう適切な措置を講ずる。 ・ 杭撤去 撤去範囲 (※ 図示による) ・ 破砕 ( ) (3.9.2) 解体方法 (・ 引き抜き工法 ・ 破砕) ( ) 杭撤去後は、地盤の安定性を維持するための山砂又は地盤改良材等を充填する 杭を存置する場合は、測量を行い位置が確認できる図面を作成し、監督員に提出する。 ※ 図面に指定のない場合は基礎捨てコンクリート(砂利地盤を除く)までとする。	
	7 工作物(建築物以外のもの)	(1) さく、照明設備等の付属物の解体 (※ 図示による) (3.10.1) (2) さく、照明設備等の付属物は分別解体とする。 (3) 基礎及び杭の取外しは(3.9.1) (3.9.2)による。	
	8 その他	(1) 構内傾斜、樹木等の取外し (3.11.1) 構内傾斜 (・ アスファルト舗装 ・ コンクリート舗装) ( ) 工事範囲内の樹木等の伐根撤去及び移植は、図示による。 残存樹木についてはは倒壊しないように注意する。 (2) 地下埋設物及び埋設配管の取外し (3.12.1) 地下埋設物及び埋設配管の解体は、図示による。 地下埋設物に接する場合は、測量を行い位置が確認できる図面を作成し、監督員に提出する。 (3) 傾斜、浄化槽等 傾斜、浄化槽等は所定の手続きを行い、解体後は敷地内の土砂等により埋戻しを行う。 ※ 原則、コンクリート塊等は小割りにして処分する。また、有筋の場合は鉄筋を除去し処分する。	

章	項目	特記事項
解体施工	7 解体施工機械	増補による解体施工に使用する機械は、下記による。 部位 使用機械 ○ 基礎部分(地下部分を含む) ※コンクリート圧砕機 ・ 大型ブローカー(油圧式) ※バックホウ ○ 地上部分(上層) ※コンクリート圧砕機 ※バックホウ ○ プラント設備 ※鉄骨鉄筋コンクリート圧砕機 ・ 鉄骨圧砕機 ※バックホウ
	8 室内設備、構品等	原則として、室内の設備機器、構品等はすべて種類ごとに分別解体のうえ、処分すること。
	9 境界杭	境界杭は適切な養生を行い、確保に努める。
	10 既存建物等との取合い	工事中、取合い部その他工事範囲外の部分(工作物含む)に破壊等が生じた場合は、原形に復する。
	11 状況復旧	工事中、本工事範囲外の部分に汚染を生じた場合は、原形に復する。(3.13.1(1))
	12 解体後の環境及び土質	種別 (・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 真砂土 ・ 再生クラッシュラン) (3.2.3) (表3.2.1) C種の場合 建設発生土埋戻し ※ 図示による ( ) m3 発生土量 ( ) 埋戻し ( ) 運搬 ( ) ・ 本工事 ・ 発生土埋戻し D種(再生コンクリート砂)を使用する場合、六面クラム溶出試験を行うこと。 環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌汚染に係る環境基準に適合することを確認し、解体は1購入先あたり1機体とする。 再生クラッシュランが地下水への影響を受ける箇所に使用する場合、六面クラム溶出試験を行うこと。
	13 建設発生土の処理	建設発生土 (3.2.5) ・ 構内処理 ※ 特別管理(・ 処理済) ※ 自由処分 ( ) (工事開始前において工事開始前が可能な場合は、監督員と協議し、指定された場所(から)撤入(搬出)するものとする。)(処理済は、監督員の承認により変更できる) 土質抽出試験 (・ 行う ( ) 機体 ※ 行わない)
	14 解体後の整地等	※ 敷地内整地 ・ 工事用通路 (3.13.1.(2)) ・ 不陸置し ・ 不陸置し、真砂土散布(t=50mm程度)のうえ振動ローラー(※ 21程度 ・ 11程度)転圧 ・ 不陸置し、石粉散布(t=30mm程度)のうえ振動ローラー(※ 21程度 ・ 11程度)転圧 ・ 振動ローラー(21程度)転圧 ・ 振動ローラー(11程度)転圧 ○ 不陸置し(解体後の地盤レベルは、外構の撤去後のレベル程度とし、基礎及び地下部の撤去でレベルが下がる箇所は、削平土及び再生クラッシュランで埋戻すこと) 木割ロープ張り (・ 行う (※ 行わない) ) 範囲 (※ 図示による) ( ) 仕様 松板 末口径90 トラロブ 径12 フェンス閉鎖 (○ 行う ※ 行わない) ( ) 製品は下記同等品以上とする。 ○ ネットフェンス ( ) ○ メッシュフェンス ( ) 朝日スチール工業㈱ P C フェンス U N フェンス O J F E 建築フェンス 木 2 ユニークラウドフェンス N R 型 Neo ロータフェンス N E R - A 型 網目径 ※ 32x56 ※ 42x56 ※ 42x56 ※ 50x56 ※ 50x56 < ネットフェンスの網目径を調査し、重荷の付く付電量は230g/m以上とする。 > フェンス基礎 (※ 図示による) ( ) 朝日スチール工業㈱ 朝日目かくしフェンス X W 型 J F E 建築フェンス 木 J F E ユニークラウドフェンス N B F - 6 型 パネル厚 ※ t=0.6 フェンス基礎 (※ 図示による) ( )

北九州市都市整備局建築部建築課		課長 崎田 係長 岸本 担当 伊藤	工事名 旧日明工場解体撤去工事	工事年度 R08( '26)	作成年月 令和8年4月
株式会社東和テクノロジ九州支店			図面名 解体工事 特記仕様書(1)	図面番 A-001/006	

